

## 国務院弁公庁の自由貿易試験区外商投資国家安全審査試行弁法を 公布することに関する通知

### 国家安全に影響を与える外商投資についての規定

トランザクションバンキング部

2015年4月20日、国務院より自由貿易試験区(以下略称、自貿区)についての方案や通知が多数公布されています。本稿では、その中の国家安全に係わる通知である「国務院弁公庁の自由貿易試験区外商投資国家安全審査試行弁法を公布することに関する通知」(国弁発[2015]24号、以下略称「24号通知」)について説明致します。「24号通知」は外商投資が行われる際の国家安全についての審査基準を定めた弁法であり、公布日から30日後に施行されます。

#### 1. 「24号通知」の内容

自貿区ではネガティブリストに記載されていない項目の外商投資については、「許可制」ではなく「備案(届出)制」が実施されますが、国家安全や安全保障能力に影響すると考えられる外商投資には、別途、「外国投資者の域内企業買収安全審査部の連合会議」が安全審査を実施します<sup>1</sup>。

外商投資を行う際の備案では、3営業日以内に「備案証明」が受領できる<sup>2</sup>とされていますが、安全審査の対象となった場合、投資備案手続きは一旦中止されることになります。

#### 【図表 1: 安全審査とは】

項目	内容
安全審査の対象	1) 軍需工業関係領域、軍事施設周辺地域への投資 2) 国家安全に関連する①重要農産品、②重要エネルギーと資源、③重要インフラ、④重要運輸サービス、⑤重要文化、⑥重要情報技術生産品とサービス、⑦重要技術、⑧重大設備製造等の領域、あわせて投資企業の実質支配権取得への投資
対象となる外商投資とは	1) 外国投資者の単独あるいはその他投資者と共同での新規プロジェクトあるいは企業設立への投資 2) 外国投資者の買収方式を通じた既に設立した企業の持分あるいは資産の取得 3) 外国投資者の契約支配、代理所有、信託、再投資、域外取引、リース、転換社債引受等の方式を通じた投資
審査内容	1) 国防に対する安全、国防に必要な国内商品生産能力、国内サービス提供能力と関連施設に対する影響 2) 国家経済安定運営への影響 3) 外商投資の社会基本生活秩序への影響 4) 外商投資の国家文化安全、公共道徳への影響

<sup>1</sup> 「国務院弁公庁の外国投資者が域内企業を買収する際の安全審査制度を構築することに関する通知」(国弁発[2011]6号) 第四条を参照して安全審査が実施されます。

<sup>2</sup> 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター 138号をご参照ください。

- |  |                                  |
|--|----------------------------------|
|  | 5) 外商投資の国家インターネット安全への影響          |
|  | 6) 外商投資の国家安全に関連する重要な技術研究開発能力への影響 |

外商投資が国家安全に影響を与えるあるいは影響を与える可能性があるものの、条件を追加することによって影響をなくすことのできる投資に対しては、投資プランを修正することで対応できるとも規定されています。

## 2. 今後の影響

従来の事業展開では中国の国家安全に関係することは少ないと考えられますが、ネットビジネス、サービス業全般の開放、中国側企業の技術力向上、特許蓄積など、事業環境の急激な変化から思わぬところで国家安全との接点が発生する可能性もあります。

自貿区の拡大と同時に「24号通知」が公布されたことに鑑みると、当局の同分野への関心が高まっているものと考えられ、今後は、投資の際に国家安全の側面にも留意する必要があると思われます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;"><b>国务院办公厅关于印发自由贸易试验区外商投资国家安全审查试行办法的通知</b> <b>国办发〔2015〕24号</b></p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构： 《自由贸易试验区外商投资国家安全审查试行办法》已经国务院同意，现印发给你们，请认真贯彻执行。</p> <p style="text-align: right;">国务院办公厅 2015年4月8日</p> <p style="text-align: center;"><b>自由贸易试验区外商投资国家安全审查试行办法</b></p> <p>为做好中国（上海）自由贸易试验区、中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区等自由贸易试验区（以下统称自贸试验区）对外开放工作，试点实施与负面清单管理模式相适应的外商投资国家安全审查（以下简称安全审查）措施，引导外商投资有序发展，维护国家安全，制定本办法。</p> <p>一、审查范围</p> <p>总的原则是，对影响或可能影响国家安全、国家安全保障能力，涉及敏感投资主体、敏感并购对象、敏感行业、敏感技术、敏感地域的外商投资进行安全审查。</p> <p>（一）安全审查范围为：外国投资者在自贸试验区内投资军工、军工配套和其他关系国防安全的领域，以及重点、敏感军事设施周边地域；外国投资者在自贸试验区内投资关系国家安全的重要农产品、重要能源和资源、重要基础设施、重要运输服务、重要文化、重要信息技术产品和服务、关键技术、重大装备制造等领域，并取得所投资企业的实际控制权。</p>	<p style="text-align: center;"><b>國務院弁公庁の自由貿易試験区外商投資国家安全審査試行弁法を公布することに関する通知</b> <b>国弁発〔2015〕24号</b></p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府、國務院各部委、各直属機構： 『自由貿易試験区外商投資国家安全審査試行弁法』は國務院の同意を経て、ここに公布する、真摯に執行すること。</p> <p style="text-align: right;">國務院弁公庁 2015年4月8日</p> <p style="text-align: center;"><b>自由貿易試験区外商投資国家安全審査試行弁法</b></p> <p>中国(上海)自由貿易試験区、中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区等の自由貿易試験区(以下総称、自貿試験区)が対外開放業務を行い、ネガティブリスト管理モデルに適應した外商投資国家安全審査(以下略称、安全審査)措置を試行し、外商投資の秩序ある発展を指導し、国家安全を保護するために、本弁法を制定する。</p> <p>一、審査範囲</p> <p>総括的原則としては、国家安全、国家安全保障能力に影響するあるいは影響する可能性があり、敏感投資主体、敏感買収対象、敏感産業、敏感技術、敏感地域に関連する外商投資に対して安全審査を行う。</p> <p>（一）安全審査範囲：外国投資者の自貿試験区内における軍需関連工事、軍需関連の付属工事とその他国防安全に関連する領域、および重点、敏感軍事施設周辺地域への投資；外国投資者の自貿試験区内における国家安全に関連する重要農産品、重要エネルギーと資源、重要インフラ、重要運輸サービス、重要文化、重要情報技術生産品とサービス、重要技術、重大設備製造等の領域、あわせて投資企業の実質コントロール権取得への投資。</p>

<p>(二) 外国投資者在自貿試験区内投資，包括下列情形：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資者单独或与其他投資者共同投資新建項目或設立企業。</li> <li>2. 外国投資者通過併購方式取得已設立企業的股權或資產。</li> <li>3. 外国投資者通過協議控制、代持、信託、再投資、境外交易、租賃、認購可轉換債券等方式投資。</li> </ol> <p>(三) 外国投資者取得所投資企業的实际控制權，包括下列情形：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資者及其关联投資者持有企業股份總額在 50% 以上。</li> <li>2. 數个外国投資者持有企業股份總額合計在 50% 以上。</li> <li>3. 外国投資者及其关联投資者、數个外国投資者持有企業股份總額不超過 50%，但所享有的表決權已足以對股東會或股東大會、董事會的決議產生重大影響。</li> <li>4. 其他導致外国投資者對企業的经营決策、人事、財務、技術等產生重大影響的情形。</li> </ol> <p>二、審查內容</p> <p>(一) 外商投資對國防安全，包括對國防需要的國內產品生產能力、國內服務提供能力和有關設施的影響。</p> <p>(二) 外商投資對國家經濟穩定運行的影響。</p> <p>(三) 外商投資對社會基本生活秩序的影響。</p> <p>(四) 外商投資對國家文化安全、公共道德的影響。</p> <p>(五) 外商投資對國家網絡安全的影響。</p> <p>(六) 外商投資對涉及國家安全關鍵技術研發能力的影響。</p> <p>三、安全審查工作機制和程序</p> <p>(一) 自貿試驗區外商投資安全審查工作，由外国投資者併購境內企業安全審查部际联席会议（以下簡稱联席会议）具體承擔。在联席会议機制下，國家發展改革委、商務部根據外商投資涉及的領域，會同相關部門開</p>	<p>(二) 外国投資者的自貿試驗区内における投資は以下の状況を含む；</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資者の単独あるいはその他投資者と共同で新規プロジェクトあるいは企業設立への投資</li> <li>2. 外国投資者の買収方式を通じた既に設立した企業の持分あるいは資産の取得</li> <li>3. 外国投資者の契約支配、代理所有、信託、再投資、域外取引、リース、轉換社債引受等の方式を通じた投資</li> </ol> <p>(三) 外国投資者が投資企業の実質支配権を取得すると、以下の状況を含む；</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資者およびその関連投資者が企業株式総額の 50% 以上を所有する</li> <li>2. 複数の外国投資者が企業株式総額の合計 50% 以上を所有する</li> <li>3. 外国投資者およびその関連投資者、複数の外国投資者が所有する企業株式総額が 50% を超過しないが、既に株主会あるいは株主総会、董事会の決議に対して重大な影響を与える表決権を有する</li> <li>4. その他外国投資者が企業の経営方針決定、人事、財務、技術等に対して重大な影響を与える状況</li> </ol> <p>二、審査内容</p> <p>(一) 外商投資の国防に対する安全、国防に必要な国内商品生産能力、国内サービス提供能力と関連施設に対する影響を含む。</p> <p>(二) 外商投資の國家經濟安定運営への影響</p> <p>(三) 外商投資の社會基本生活秩序への影響</p> <p>(四) 外商投資の國家文化安全、公共道德への影響</p> <p>(五) 外商投資の國家インターネット安全への影響</p> <p>(六) 外商投資の國家安全に関連する重要な技術研究開発能力への影響</p> <p>三、安全審査業務体制と手続</p> <p>(一) 自貿試驗區の外商投資安全審査業務は、外国投資者の域内企業買収安全審査部の連合會議（以下略称、連合會議）が具体的に担当する。連合會議体制の下、國家發展改革委員會、商務部は外商投資が関連する領域に基づき、共同で関連部門と安全審査を行う。</p>
---	---

展安全審査。

(二) 自貿試験区安全審査程序依照《国务院办公厅关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知》(国办发〔2011〕6号)第四条办理。

(三) 对影响或可能影响国家安全, 但通过附加条件能够消除影响的投资, 联席会议可要求外国投资者出具修改投资方案的书面承诺。外国投资者出具书面承诺后, 联席会议可作出附加条件的审查意见。

(四) 自貿試験区管理机构在办理职能范围内外商投资备案、核准或审核手续时, 对属于安全审查范围的外商投资, 应及时告知外国投资者提出安全审查申请, 并暂停办理相关手续。

(五) 商务部将联席会议审查意见书面通知外国投资者的同时, 通知自貿試験区管理机构。对不影响国家安全或附加条件后不影响国家安全的外商投资, 自貿試験区管理机构继续办理相关手续。

(六) 自貿試験区管理机构应做好外商投资监管工作。如发现外国投资者提供虚假信息、遗漏实质信息、通过安全审查后变更投资活动或违背附加条件, 对国家安全造成或可能造成重大影响的, 即使外商投资安全审查已结束或投资已实施, 自貿試験区管理机构应向国家发展改革委和商务部报告。

(七) 国家发展改革委、商务部与自貿試験区管理机构通过信息化手段, 在信息共享、实时监测、动态管理和定期核查等方面形成联动机制。

#### 四、其他规定

(一) 外商投资股权投资企业、创业投资企业、投资性公司在自貿試験区内投资, 适用本办法。

(二) 外商投资金融领域的安全审查另行规定。

(二) 自貿試験区安全審査手続は『国务院弁公庁の外国投資者の域内企業買収安全審査制度を構築することに関する通知』(国弁発〔2011〕6号)第四条に照らして取扱う。

(三) 国家安全に影響を与えるあるいは影響を与える可能性があるが、条件の追加によって影響をなくすことのできる投資に対して、連合会議は外国投資者へ投資プランを修正する書面承諾を作成するよう要求することができる。外国投資者が書面承諾を発行した後、連合会議は条件を追加した審査意見を提出することができる。

(四) 自貿試験区管理機構が職能範囲内で外商投資備案(届出)、核准(認可)あるいは審査手続を行う時、安全審査範囲に属する外商投資に対して、遅滞無く外国投資者へ安全審査申請の提出を告知し、あわせて関連手続の取扱いを一時停止しなければならない。

(五) 商務部は連合会議審査意見書面を外国投資者へ通知すると同時に、自貿試験区管理機構へ通知する。国家安全に影響を与えないあるいは条件追加後に国家安全に影響を与えない外商投資に対して、自貿試験区管理機構は引続き関連手続を行う。

(六) 自貿試験区管理機構は外商投資監督管理業務を適切に行わなければならない。外国投資者の虚偽情報提供、本質的情報の漏洩、安全審査を通過した後の投資活動の変更あるいは追加条件違反を発見し、それが国家安全に重大な影響をもたらすあるいはもたらす可能性のある場合、仮に外商投資が安全審査を終了していてもあるいは投資が実施されていても、自貿試験区管理機構は国家发展改革委と商務部へ報告しなければならない。

(七) 国家發展改革委員会、商務部は自貿試験区管理機構と情報手段を通じて、情報共有、同時モニタリング、動態管理と定期調査等の方面での連動体制を形成する。

#### 四、その他規定

(一) 外商投資持分投資企業、創業投資企業、投資性会社が自貿試験区内で投資を行う時は、本弁法を適用する。

(二) 外商投資金融領域の安全審査は別途規定する。

<p>(三) 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区的投资者进行投资，参照本办法的规定执行。</p>	<p>(三) 香港特别行政区、マカオ特别行政区、台湾地区の投資者が投資を行う時は、本弁法規定を参照して執行すること。</p>
<p>(四) 本办法由国家发展改革委、商务部负责解释。</p>	<p>(四) 本弁法は国家發展改革委員会、商務部が解釈に責任を負う。</p>
<p>(五) 本办法自印发之日起 30 日后实施。</p>	<p>(五) 本弁法は公布日から 30 日後に実施する。</p>

【日本語参考訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にと過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続き等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4259